

## ACSV Monthly Letter

### ● 2019年分年末調整、所得税確定申告の必要書類

給与所得者の年末調整や、個人事業者等の所得税確定申告で必要となる主な添付書類等は以下の通りとなっています。これらは10月～翌1月頃に送られてきます。

不動産の売却や保険の満期などによる収入がある場合は、その収入や取得費用等を証明する書類の写し等を添付して確定申告をする必要があります。

年末調整または確定申告	主な添付書類等
2019年分で前職の給与あり	・ 前職の源泉徴収票
本人または扶養親族等に障害者あり	・ 障害者手帳のコピー
生命保険料（一般、介護、個人年金）	・ 保険料控除証明書
地震保険料、旧長期損害保険料	・ 保険料控除証明書
国民年金、国民年金基金等 ※1	・ 控除証明書（それ以後に現金納付した場合は納付書も必要）
国民健康保険等 ※1	・ 2019年中の支払額計（証明書は不要）
小規模企業共済、iDeCo等	・ 掛金証明書
住宅ローン控除（2年目以降） ※2	・ 借入金残高証明書 ・ 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書
確定申告	主な添付書類等
給与、公的年金等	・ 給与、公的年金等の源泉徴収票
株式等の譲渡、配当（NISAを除く）	・ 特定口座年間取引報告書 ・ 配当金計算書
報酬	・ 報酬の支払調書
年間医療費の支払が合計所得金額の5%か10万円の少ない金額以上あり ※1	・ 医療費通知書（「医療費のお知らせ」など） ・ 医療費の明細書（医療費通知書以外の領収書を医療機関ごとに年間合計して下さい）
特定寄付金（ふるさと納税等）	・ 特定寄付金控除証明書

※1 同居親族分をまとめて控除することができます。

※2 住宅ローン控除の1年目は確定申告となります。

### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。
12月	年末調整	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。